

遊休農地の有効活用を支援します！

～「遊休農地解消緊急対策事業」のご案内～

このようなお悩みありませんか…



農地所有者

農地を所有しているけど、
自分では管理できず
荒れてしまっている…
どうにかならないか…



隣が遊休農地になって
いるけど、解消して
借りられると効率よく
耕作できるのに…



耕作者

そのお悩み、農地バンクが解決をお手伝いします!!

～遊休農地解消緊急対策事業～

◆農地バンク(公益財団法人栃木県農業振興公社)が
遊休農地を借受け、解消して耕作者へ貸付けます。



農地所有者



農地バンク

(公財) 栃木県
農業振興公社



耕作者

事業内容

- 対象農地：農用区域内の農地のうち「簡易な整備で解消可能な遊休農地」
要件：農地バンクに10年以上農地を貸付けること。※使用貸借(賃料0円)が条件
農地バンクが遊休農地を解消した年度の翌年度までに耕作者により耕作が再開されること。
作業内容：草刈り、除礫、抜根(新植、改植された樹木除く)、耕起・整地、その他必要と認められるもの。
※「その他必要と認められるもの」については、別途協議が必要となります。
解消費用：43,000円/10aの範囲で農地バンクが解消。
※上記の金額を超過した分は、所有者又は耕作者の負担となります。

農地バンクを活用して、かけがえのない農地を活かし、
地域農業を守りましょう!

お問い合わせ先

最寄りの農地バンク窓口(市町農政担当課、市町農業公社)、農業委員会へご相談ください。